

信州やまなみ国スポ小諸市実行委委員会
第2回 総務企画専門委員会

書面開催



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

書面議決日：令和8年2月4日（水）

信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会
第2回総務企画専門委員会 次第

◎ 次 第	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◎ 報告事項		
報告事項1	第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会の組織改正及び 会則等の改正	2～8
報告事項2	令和7年度事業計画	9
報告事項3	令和7年度収支予算	10
報告事項4	信州やまなみ国スポ小諸市開催競技会会期の決定	11
◎ 審議事項		
第1号議案	信州やまなみ国スポ小諸市ボランティア募集要項（案）	12～15
第2号議案	信州やまなみ国スポ小諸市企業協賛取扱要項（案）	16～21
◎ 参考資料		
資料1	信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会総務企画専門委員会 委員名簿	22
資料2	第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合年次計画、 【年度別業務】別表	23～25
資料3	第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26～27
資料4	総務企画専門委員会スケジュール（案）	28

報告事項1

信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、信州やまなみ国スポにおいて、小諸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小諸市を代表する者
- (2) 小諸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、小諸市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査及び審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月17日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和7年10月27日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会の役員、委員、顧問及び参与である者は、それぞれ、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会の役員、委員、顧問及び参与に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、令和7年4月1日からこの会則の施行の日の前日までに現に第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会として執行した収支予算については、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会が執行した収支予算とする。

4 この会則の施行の際、現に制定されている第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程のうち、「第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会」とあるのは「信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会」と、「準備委員会」とあるのは「実行委員会」と読み替える。

<p>(任期等) 第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから 実行委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(任期等) 第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから 準備委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(変更)</p>
<p>(顧問及び参与) 第 9 条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(顧問及び参与) 第 9 条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(変更)</p>
<p>第 3 章 会議</p>		
<p>(会議の種類) 第 10 条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。 (1) ～ (3) 略</p>	<p>(会議の種類) 第 10 条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。 (1) ～ (3) 略</p>	<p>(変更)</p>
<p>(総会) 第 11 条 略</p>	<p>(総会) 第 11 条 略</p>	
<p>(常任委員会) 第 12 条 略</p>	<p>(常任委員会) 第 12 条 略</p>	
<p>(専門委員会) 第 13 条 略</p>	<p>(専門委員会) 第 13 条 略</p>	
<p>第 4 章 会長の専決処分</p>		
<p>(会長の専決処分) 第 14 条 略</p>	<p>(会長の専決処分) 第 14 条 略</p>	
<p>第 5 章 事務局</p>		
<p>(事務局) 第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。</p>	<p>(事務局) 第 15 条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。</p>	<p>(変更)</p>
<p>第 6 章 会計</p>		
<p>(経費) 第 16 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。</p>	<p>(経費) 第 16 条 準備委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(予算及び決算) 第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会</p>	<p>(予算及び決算) 第 17 条 準備委員会の収支予算は、総会の</p>	<p>(変更)</p>

<p>の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 解散</p> <p>(解散)</p> <p>第 19 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会に運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。</p> <p>2 この会則の施行の際、現に第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会の役員、委員、顧問及び参与である者は、それぞれ、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会の役員、委員、顧問及び参与に委嘱されたものとする。</p> <p>3 この会則の施行の際、令和 7 年 4 月 1 日からこの会則の施行の日の前日までに現に第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会として執行した収支予算については、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会が執行した収支予算とする。</p> <p>4 この会則の施行の際、現に制定されている第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程のうち、「第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会」とあるのは「信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会」と、「準備委員会」とあるのは「実行委員会」と読み替える。</p>	<p>議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 18 条 準備委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 解散</p> <p>(解散)</p> <p>第 19 条 準備委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第 20 条 この会則に定めるもののほか、準備委員会に運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
--	--	---

信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会 令和7年度事業計画

1 諸会議の開催

(1) 総会

- ・第2回準備委員会総会、第1回実行委員会総会（令和7年10月27日開催）

(2) 専門委員会

- ・第1回専門委員会（令和7年5月20日・23日）（開催）
- ・第2回専門委員会（令和8年2月）（予定）

2 開催準備業務の推進

(1) 開催推進総合計画の進行管理

(2) 各種計画等の策定

- ・広報基本計画
- ・市民運動基本計画
- ・観光おもてなし基本計画
- ・競技運営基本計画
- ・リハーサル大会開催基本計画
- ・式典基本計画
- ・施設整備基本計画
- ・宿泊基本計画
- ・医事衛生基本計画
- ・輸送交通基本計画
- ・消防防災・警備基本計画 等

(3) 信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会の設立（10月27日）

(4) 開催決定（7月）及び競技別会期決定（12月）に伴う広報・啓発活動等の推進

(5) 各種調査への対応

(6) その他、開催準備に必要な業務の推進

3 関係機関及び関係団体等との連絡調整

(1) 県国スポ・全障スポ大会局との連絡調整（県が実施する各種調査を含む）

(2) 県準備委員会（実行委員会）との連絡調整

(3) 県競技団体との連絡調整

(4) その他、関係機関・団体等との連絡調整

4 先催市の開催・準備状況等の調査研究

(1) 第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ）リハーサル大会視察

(2) 第79回国民スポーツ大会（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ）視察

(3) 第79回国民スポーツ大会（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ）事業概要説明会への出席

(4) 先催市の開催・準備状況の情報収集及び調査研究等

信州やまなみ国スポ 小諸市実行委員会 令和7年度収支予算

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額		説 明
		うち執行済額	
負担金	1,300,000	0	小諸市負担金
繰越金	2,448,586	535,143	前年度繰越金
諸収入	1,414	0	預金利息
合 計	3,750,000	535,143	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額		説 明
		うち執行済額	
総務費	90,000	0	
会議費	50,000	0	会場借上料等
事務局費	40,000	0	郵送料、消耗品代等
開催推進費	3,660,000	535,143	
調査費	1,300,000	491,720	先催市大会視察・調査費 等
広報啓発費	1,360,000	43,423	広報物品の製作 等
競技運営準備費	1,000,000	0	
合 計	3,750,000	535,143	

信州やまなみ国スポ小諸市開催競技会会期の決定

令和7年12月11日に開催された（公財）日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において、信州やまなみ国スポ小諸市開催競技会会期が決定されたので、次のとおり報告する。

1 小諸市開催競技

(1) 会 期 令和10年10月7日（土）から10月10日（火）まで（4日間）

※（参考） 開催競技、種別、開催施設は決定しています。

競技名	種 別	開催施設
レスリング	成年男子・少年男子・女子	小諸市総合体育館

信州やまなみ国スポ小諸市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」及びリハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集团体

信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

大会等の広報及び本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分		主な活動内容
広報・市民運動		大会等のPR活動 市民運動補助
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、案内及び資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等の案内、整理、誘導
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

(1) 広報・市民運動

令和9年度から募集人数に達するまでとする。

(2) 競技会運営

令和9年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人数

競技運営に必要な人数を算出後、募集する。

6 応募要件

2016年（平成28年）4月1日以前に生まれた方（2028年（令和10年）4月1日時点で12歳以上）で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

(1) 本市に在住、通勤、通学している個人

(2) 本市に活動拠点を有する団体

(3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に直接持ち込みもしくは郵送、ファックスにより申し込むか、小諸市ホームページ内国民スポーツ大会ページの応募フォームにより申し込む。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は直接持ち込みに限る。

8 登録・抹消

(1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人又は団体から申し出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は原則として自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、小諸市個人情報保護法施行条例（令和4年12月26日条例第16号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申込時に信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会 小諸市ボランティア登録申込書兼同意書(案)

信州やまなみ国スポ小諸市ボランティア募集要項の個人情報の取扱いに同意・承諾し、登録を申し込みます。

※ チェック事項には必ずチェックを入れてください。

		※実行委員会記入欄	
申込日 (西暦)	年 月 日	登録番号	
申込区分	<input type="checkbox"/> 個人申込み <input type="checkbox"/> 団体申込み (※団体申込み者は、裏面の団体登録用名簿も記入してください。)		
申込要件	<input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 通勤・通学 <input type="checkbox"/> 団体 (団体名: _____)		
フリガナ		生年月日 (西暦) <small>※団体の場合は代表者の生年月日</small>	年 月 日
氏名 <small>※団体の場合は代表者の氏名</small>			(_____ 歳)
住所	〒 _____		
連絡先	電話番号	<small>※日中連絡が取れる番号を記入してください</small>	メールアドレス
			<small>※ ~@city.komoro.nagano.jpからのメールが届くように設定してください</small>
特記事項	<small>※ボランティア経験や資格、連絡事項等があれば記入してください。</small> ※小文字・大文字を分かりやすく記載		

※申込時に18歳未満の方は、保護者の同意(署名)が必要です。必ず保護者の方が署名してください。
上記の者が、ボランティアへ応募・参加することについて同意します。

保護者氏名 _____

続柄 _____

ご希望の活動をチェックしてください。(複数選択可)

広報・市民運動ボランティア

競技会運営ボランティア

※活動日・活動内容等については、登録後に希望調査を行います。

個人情報の提供への同意

総合開・閉会式、全国障害者スポーツ大会のボランティアを募集している長野県実行委員会への情報提供に同意されますか。同意された方には、長野県実行委員会からボランティア募集の案内が届く場合があります。
※チェックがない場合は、同意しないものとして取り扱います。

同意する

同意しない

※登録申込書兼同意書は、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会事務局へ郵送、持参、FAX、メールよりお申し込みください。(18歳未満の方で、保護者の同意(署名)がない申込みは無効となります。)
※ボランティア活動等の報酬は無償です。交通費も自己負担となります。

【申込み・問い合わせ先】

信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会事務局
〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号
TEL: 0267-22-1700 (内線) 2284 FAX: 0267-23-8857
メール: skoryu@city.komoro.nagano.jp

< 裏 面 > 団 体 登 録 用 名 簿

信州やまなみ国スポ小諸市ボランティア団体登録用名簿

団体名	
-----	--

※代表者以外の方をご記入ください。

※18歳未満の方が含まれる場合は、保護者の同意（署名）も必ず記入してください。

No.	フリガナ 氏 名	生年月日 (西暦)	住 所 電話番号	個人情報の 県への提供
	2		年 月 日	
		(歳)	- -	同意しない
保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）				
3		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
4		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
5		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
6		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
7		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
8		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
9		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			
10		年 月 日		同意する
		(歳)	- -	同意しない
	保護者の同意（18歳未満の方のみ）➡ 保護者氏名（ ） 続柄（ ）			

※団体登録名簿欄が不足する場合は、コピーして使用してください。

※団体申込の場合は、活動日・場所・内容について団体単位で割り振り、原則として代表者へ連絡をさせていただきます。各登録者への連絡は代表者からお願いします。

信州やまなみ国スポ小諸市企業協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議の上、対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議の上、対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上、実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認の上、使用することとする。

[例]

〇〇〇は、 信州やまなみ国スポ小諸市開催

}	競技を応援しています。 の協賛企業です。 レスリング競技会を応援しています。 レスリング競技会の協賛企業です。
---	--

※市・競技を限定せずに、大会全体を示すフレーズは使用できません。

別表第1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	50万円以上	感謝状 記念品	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上			事務局長
	10万円未満	礼状 記念品	郵送	—

別表第2

協賛者	総額（相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用したフレーズ
企業・団体等	10万円以上	協賛者名、写真 及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品 全てに協賛者名 掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			

協賛申込書

令和 年 月 日

(あて先)

信州やまなみ国スポ
小諸市実行委員会 会長

(申込者)
所在地
名称
代表者名

小諸市で開催される信州やまなみ国スポ及びリハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

[担当者連絡先]

所属
氏名
電話番号
Eメール

協賛受領書

令和 年 月 日

様

信州やまなみ国スポ
小諸市実行委員会 会長

小諸市で開催される信州やまなみ国スポ及びリハーサル大会に係る協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日		
その他		

● ご協賛いただきたい物品等の事例 : (国スポ先催市の協賛事例)

【提供】

用 途		品 目
広報活動用	掲 示 物	のぼり旗、バナースタンド、横断幕、懸垂幕、看板、バス・タクシー等への広告掲出 など
	配 布 物	ポケットティッシュ、うちわ、クリアファイル、タオル など
	印 刷 物	ポスター、チラシ など
市民運動用	花いっぱい運動	プランター、プランター用ステッカー、花苗、培養土 など
	環 境 美 化	軍手、タオル、ゴミ袋 など
	競 技 観 戦	応援用メガホン、折り畳みクッション など
歓迎装飾用	市 内 装 飾	のぼり旗、看板、横断幕、懸垂幕、ステッカー など
	競 技 会 場	のぼり旗、看板、横断幕、懸垂幕、歓迎アーチ など
おもてなし用	競 技 会 場	大会参加記念品、飲料水、食料品、特産物 など
開催準備用	実行委員会	大会資料用袋 など
大会運営用	物品・備品	スタッフ用ジャンパー、ポロシャツ、Tシャツ、帽子 など
	その他	警備員・誘導員等の人材の派遣等
その他		実行委員会との協議によるもの

【貸与】

用 途		品 目
大会準備用	実行委員会	自動車、事務用機器 など
大会運営用	備 品	携帯電話、パソコン、コピー機、ベンチ、駐車場用地 など
その他		実行委員会との協議によるもの

2025 開催 栗東市協賛事例の一部紹介

株式会社スズキ自販滋賀様より、
「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」
仕様のラッピング車両1台
(ワゴンRスマイル) を
無償貸与していただきました。



栗東ロータリークラブ様より、シール600枚と
それを貼るミネラルウォーター500ml600本を
無償提供していただきました。

「わたSHIGA輝く国スポレスリング競技リハーサル大会」
にて選手などに配布予定です。

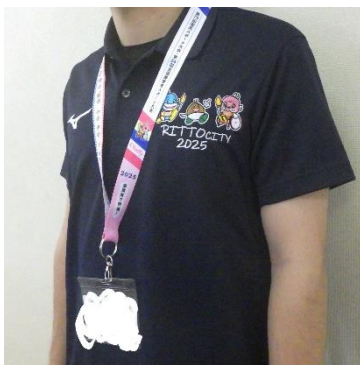


ヤンマーシンビオシス株式会社様より、
プランター41個を無償提供して
いただきました。

「わた SHIGA 輝く国スポ
レスリング競技リハーサル大会」
にて花いっぱい運動で使用予定です。



その他 協賛可能品例 (一部)



**信州やまなみ国スポ小諸市実行委員会
総務企画専門委員会 委員名簿**

【委員長】 1名 (順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
産業・経済関係	小諸商工会議所	専務理事	森泉 浩行

【副委員長】 1名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
スポーツ関係	一般財団法人小諸市スポーツ協会	副会長	相原 久男

【委 員】 8名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
産業・経済関係	佐久浅間農業協同組合	常勤監事	塩川 隆幸
スポーツ関係	小諸市スポーツ推進審議会	会長	清水 勝彦
社会団体関係	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	事務局次長	金箱 翼
社会団体関係	小諸市 PTA 連合会	会長	嶋田 知英
社会団体関係	小諸市高齢者クラブ連合会	会長	清水 清勝
市議会関係	小諸市議会	副議長	小林 一彦
市関係	小諸市総務部	部長	柳澤 学
市関係	小諸市議会事務局	事務局長	塩川 秀治

合計 10名

資料2

第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画

第82回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」（以下「信州やまなみ国スポ」という。）の成功に向け、市民総参加のもと一丸となって信州やまなみ国スポを盛り上げ、本市の多彩な魅力を全国に発信するとともに、「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現につながる大会を目指し、小諸市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、信州やまなみ国スポを一過性のものでせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる大会とするため、総合的な計画を立案し施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らし、簡素な中にも魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務運営を図る。

(3) 広報

信州やまなみ国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、本市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力ある地域資源を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が信州やまなみ国スポ開催の意義を理解し、「する」、「みる」、「ささえる」といったそれぞれの立場で積極的に参加し、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことで、大会終了後も生涯スポーツの推進及び地域の活性化につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、本市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力ある地域資源に触れていただくことで、大会後も「また訪れたい」と感じていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化の創意工夫を図りつつ、整然さや温かみのある式典とする。

(8) 施設整備

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、大会開催後の市民利用にも配慮した施設整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者の宿泊については、県や宿泊施設等と密接に連携し、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に携わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進し交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年度別業務

年度別業務は別表の第8 2回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）のとおりとする。

別表 第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）

説明事項5 別表

年度	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)	R10年度(2028)
	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
国スポ・全降スポ開催地	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
主要行事	国スポ準備室設置(事務局)	日本スポーツ協会及び文部科学省 総合視察 大会開催・会期決定		リハーサル大会開催 中央競技団体視察	
	準備委員会設立	実行委員会へ改組			
準備組織	準備委員会設立発起人会開催 準備委員会設立総会・第1回総会開催 常任委員会開催	第2回準備委員会総会・第1回実行委員会総会開催	第2回実行委員会総会開催	第3回実行委員会総会開催	第4回実行委員会総会開催
	総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員設置・開催		庁内推進本部設置	実施本部設置(リハーサル大会・本大会)	
総務企画専門委員会	①総務企画		リハーサル大会開催		
	開催基本方針決定				
	開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理	大会ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	本大会用識別用品整備
			識別用品整備要項策定	リハーサル大会用識別用品整備	遺失物・拾得物取扱実施
			遺失物・拾得物取扱要項策定	遺失物・拾得物取扱実施	本大会保険加入
			保険加入要項策定	リハーサル大会保険加入	
	②財務		国スポ関係経費調整検討・大会経費予算検討	本大会経費予算編成	本大会予算執行・決算
		リハーサル大会経費検討	リハーサル大会予算編成	リハーサル大会予算執行・決算	
		協賛取扱要項策定・協賛募集	協賛取扱要項推進		
	③広報		広報基本計画策定	広報アクションプラン策定 広報啓発活動の推進	文化プログラム事業実施
		文化プログラム事業実施要項策定	文化プログラム事業募集・審査		文化プログラム事業実施
		実行委員会ホームページ(SNS含む)開設準備	実行委員会(SNS含む)運営		大会報告書作成
			大会報告書編成方針策定	本大会報告書編成方針決定	
	④市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動アクションプラン策定	市民運動アクションプラン実施
		ボランティア募集等の検討	リハーサル大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施要項策定 本大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施 本大会ボランティア配置
		ボランティア業務要項策定	リハーサル大会ボランティア募集	リハーサル大会ボランティア配置 本大会ボランティア募集・研修会開催	
⑤観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定	ガイドブック・観光ガイドマップ作成検討	
		総合案内所設置要項策定	リハーサル大会総合案内所設置	本大会案内所設置	
		休憩所等設置要項策定	リハーサル大会休憩所等設置	本大会休憩所等設置	
		売店設置運営要項策定	リハーサル大会売店設置	本大会売店設置	
		歓迎装飾実施要項策定	リハーサル大会歓迎装飾実施	本大会歓迎装飾実施	

実行委員会解散総会

大会決算書

第82回国民スポーツ大会開催

大会報告書

第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びに第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

4 第3条から第6条までの規程は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月29日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及びおもてなしに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設整備に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

総務企画専門委員会 スケジュール（予定）

★専門委員会 ○常任委員会 ●総会

年 月	小諸市（内容）	県・日スポ協
令和7年度	★第1回専門委員会の開催（5/23開催） : 広報基本計画（案）の審議 : 市民運動基本計画（案）の審議 : 観光・おもてなし基本計画（案）の審議	
	○第2回常任委員会 ●第2回準備委員会 総会 ●第1回実行委員会 総会 ○常任委員会 ★第2回専門委員会（日程未定） : 協賛取扱要項（案）の審議 : 文化プログラム事業実施要項（案）の審議 : ボランティア業務要項（案）の審議	開催決定 競技会期の決定
令和8年度	●総会 ○常任委員会 ★専門委員会（日程未定） : 大会ガイドライン（案）の審議 : 識別用品整備要項（案）の審議 : 遺失物・拾得物取扱要項（案）の審議 : 保険加入要項（案）の審議 : 協賛取扱要項（案）の審議 : 広報アクションプラン（案）の審議 : 大会報告書編成方針（案）の審議 : 市民運動アクションプラン（案）の審議 : リハーサル大会ボランティア業務計画（案）の審議 : 観光・おもてなし実施要項（案）の審議 : 総合案内所設置要綱（案）の審議 : 休憩所等設置要綱（案）の審議 : 売店設置運営要綱（案）の審議 : 歓迎装飾実施要項（案）の審議（等）	
令和9年度	●総会 ○常任委員会 ★専門委員会（日程未定） : 炬火イベント実施要項（案）の審議 : 本大会ボランティア業務計画（案）の審議	

※ 開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがある。

※ このほか、必要に応じて、総務企画専門委員会委員をはじめとする関係機関・団体等との連絡・調整を行う。